

みやうちしょうがっこう せいかつ
宮内小学校 生活のきまり(生徒指導規程)

はつかいちしり つみやうちしょうがっこう
廿日市市立宮内小学校

ふくそう み
服装や身だしなみについて

(1) 標準服を着る。 購入先 指定店はありません。

ひょうじゆんふく
標準服(基本の服装)

しぎょうしき しゅうぎょうしき にゅうがくしき そつぎょうしき かなら ひょうじゆんふく ちやくよう
始業式や終業式、入学式、卒業式は、必ず標準服を着用する)

ひだりむね なふだ つ
左胸に名札を着ける。

うわぎ
【上着】(気温に合わせ)

○イートン型、ブレザー等(紺色)

【セーター等】

○セーター、カーディガン、ベスト(紺・黒色)

【シャツ】

○カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツ

(しろいろ ワンポイント不可 ポケット可)

【ズボンやスカート】

○ズボン(紺・黒色で無地) 丈は問わない。ジャージ、ナイロン製、ジーパンは不可。

○つリスカート(紺・黒色) スカート丈は、ひざよりも下までの長さとする。

ジャージ、ナイロン製、ジーパンは不可。

○ベルトを着用する場合は、色は、紺・黒・茶色で長すぎないものを着用する。

つうがくぐつ
【通学靴】

○運動に適したもの。脱ぎ、はきしやすいもの 色指定はなし

くつした
【靴下】

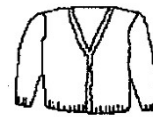
○飾りが付いているものは不可(運動時、適切ではないため)。

きょういく ば
教育の場としてふさわしくない模様や柄、蛍光色等の学びに向かいにくい派手なものは禁止。

上着



セーター等



シャツ等



ズボン・ブラウス



(2) 頭髪^{とうはつ}について

○染色^{せんしよく}・脱色^{だつしよく}は行^{おこな}わない。

パーマやそりこみ、モヒカン等の学習^{がくしゆ}の場^ばにふさわしくないと判断^{はんだん}される髪型^{かみがた}は、保護者^{ほごしや}に改善^{かいぜん}の同意^{どうい}を求める。

○髪^{かみ}は、目^めにかからないようにする。

○髪^{かみ}が明らかに肩^{かた}にかかる場合には、必ず髪^{かみ}を結^{むす}ぶ。髪^{かみ}を結^{むす}ぶ時は、ゴム^{とき}、黒^{くろ}のパッチン留^どめとする。シュシュや髪飾^{かみかざ}りはつけない。

(3) その他^{た　み} 身につけるものについて

〈安全面^{あんぜんめん}から〉

○ハンカチポシェットは、着用^{ちやくよう}しない。

○フードはかぶらない(まわりが見えにくい)。

○耳あて^{みみ}は使^{つか}わない(まわりの音^{おと}が聞こえにくい)。

○ぬいだ服^{ふく}を肩^{かた}にかけたり腰^{こし}に巻^まいたりしない。

〈教育^{きよう}の場として〉

○ミサंगाやピアス等の装飾品^{そうしよくひん}は身^みにつけない。

○化粧^{けしやう}・色^{いろ}・香り^{かお}付きリップクリーム・マニキュア等^{つ　　とう}はつけない。

(4) 防寒^{ぼうかん}のための服装^{ふくそう}について

○登下校^{とうげこう}のときは標準服^{ひようじゆんふく}の上^{うえ}にジャンパーやコート類^{るい}を着^きる(ジャンパー、コートは校舎内^{こうしやない}では着^きない)。

○標準服^{ひようじゆんふく}の着用^{ちやくよう}を求める場合^{もと}を除^ばき、防寒^{ぼうかん}のために標準服^{ひようじゆんふく}以外^{いがい}のセーター、カーディガン、ベスト、トレーナー、ズボン等^{とう}の着用^{ちやくよう}を認^{みと}める。ただし、教育^{きよう}の場としてふさわしくない模様^{きやういく}や柄^ば、蛍光色^{もよう}等の学^{がら}びに向^{けいこうしよくとう}かいにくい派手^{まな}なものは指導^{む　　はで}する場^{きやうりよく}がある。また、大きな問題^{お　　もんだい}があると学校側^{がっこうがわ}が考^{かんが}えた場合には、保護者^{ほごしや}に来校^{らいこう}いただき協^{きやうりよく}力を求^{もと}める。

○タイツ・スパッツ・レギンス(紺^{こん}・黒^{くろ}・白^{しろ}色^{いろ})を着用^{ちやくよう}してもよい。体育^{たいいく}の時^{とき}はジャージに着替^きえる。

○ネックウォーマー、マフラー、手袋^{てぶくろ}等は校舎内^{こうしやない}では使^{つか}わない(手袋^{てぶくろ}は、危険^{きけん}をともしない場合^{ばあい}、運動^{うんどう}時^じに使用^{しやう}できる)。

〈体育^{たいいく}の授業^{じゆぎやう}では〉

○防寒^{ぼうかん}のために、体操服^{たいそうふく}の上^{うえ}に上下^{じやうげ}とも体育用^{たいいくよう}のジャージの着用^{ちやくよう}を認^{みと}める。

ただし、ただし、教育^{きよう}の場としてふさわしくない模様^{きやういく}や柄^ば、蛍光色^{もよう}等の学^{がら}びに向^{けいこうしよくとう}かいにくい派手^{まな}なものは指導^{む　　はで}する場^{きやうりよく}がある。

また、大きな問題^{お　　もんだい}があると学校側^{がっこうがわ}が考^{かんが}えた場合には、保護者^{ほごしや}に来校^{らいこう}いただき協^{きやうりよく}力を求^{もと}める。

運動会^{うんどうかい}等の特別な場合^{とくべつ　　ばあい}を除^{のぞ}き、体育用^{たいいくよう}のジャージでの登校^{とうこう}は認^{みと}めない。

